

入札説明書

令和8年6月15日

入札執行者

秋田県知事 鈴木 健太

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）等に基づき秋田県農林水産部が行う入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

(1) 業務名

令和7年産食用不適米穀収集・運搬等業務

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 実施期間

契約締結の日から令和8年9月30日（水）まで

ただし、保管倉庫からの搬出は令和8年8月末まで

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次の全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154条）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 秋田県に納付すべき税金に滞納がない者であること及び社会保険に加入しかつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (5) 入札参加資格確認申請書を提出してから落札候補者を選定するまでの間に、秋田県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 秋田県内に本社、支社、または営業所を有していること。
- (7) 貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること。

3 契約条項を示す場所及び日時

契約書案、入札説明書、仕様書及びその他の入札に関する書類は、令和8年6月15日（月）正午から6月29日（月）午後5時までの期間において、秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

4 入札参加資格確認申請書等の提出

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書類等を次に定めるところにより提出しなければならない。

(1) 提出書類等

ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 参加者概要表（様式第2号）

(2) 提出期間及び方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除き、令和8年6月15日（月）から令和8年6月22日（月）までの期間、午前9時から午後5時までの間に、次の場所まで1部を提出すること。

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県農林水産部 水田総合利用課 土壌・環境対策チーム

電話番号018-860-1785

(3) (2)の期限までに申請を行わなかった者または審査の結果、入札参加資格を有すると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(4) (3)において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該申請者に通知するものとする。

(5) (4)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（休日を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。

(6) 開札の日までに審査を終了することができないおそれのある場合は、あらかじめその旨を申請者に通知するものとする。

(7) 入札参加資格確認申請書を提出した者は、当該申請書の提出後落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届（様式第3号）を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

5 入札執行の日時及び場所

令和8年6月30日（火）午前11時

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県本庁舎地下1階 入札室

6 入札保証金

入札参加者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を、開札までに納付しなければならない。ただし、秋田県財務規則第160条第2項に定める担保（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書）の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、入札保証金の納付は、入札開始の前までに、秋田県農林水産部水田総合利用課又は会場で手続きを行うこととする。

また、入札保証金の還付は、落札者に対しては当該契約の締結後に、その他の者は入札終了以降に行う。

7 入札保証金の納付を免除される者

参加者概要表（様式第2号）に次の(1)又は(2)の書類を添付し、審査の結果、免除と認められた者。

なお、審査について説明を求められた場合は、資料提出者の負担において完全な説明をしなければならない。

- (1) 県を被保険者とする入札保証保険契約証書
- (2) 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を履行した証として、それを裏付ける書類（契約書及び支払通知書の写し等）を提出し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

8 入札の執行

(1) 4により入札参加資格を有すると認められた者は、開札予定日時に入札会場に入札書等を持参し提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。また、入札の際は入札書（様式第4号）を、再入札の際は再入札書（様式第5号）を使用するものとする。

また、代理人が入札を行う場合には、委任状（様式第6号）を提出すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に該当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に、再入札にあつては再入札書に記載すること。
- (3) 入札書の書き換え、引き替え及び撤回をすることはできない。
- (4) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再入札を行う。
- (5) 入札は2回を限度とし、落札候補者のない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終入札において有効な入札を行った者のうち入札価格の最も低い者を対象者として随意契約の交渉を行うことがある。
- (6) 入札参加者が1者であった場合であっても、入札を有効なものとして執行するものとする。

9 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、該当する者が2者以上であるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。なお、当該入札者はくじを辞退することができない。
- (2) (1)の落札候補者について、次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落

札者とする。

ア 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

イ 落札候補者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき。

(3) (2) により落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。

(4) 落札者が決定するまで、(2)及び(3)を順次繰り返すものとする。

(5) 落札者は、次の書類を速やかに提出しなければならない。

- ・秋田県に納付すべき税金及び社会保険料に滞納がないことを証する書面（適用除外事業所を除く。）
- ・貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けていることを証明する書類

10 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する資格がない者のした入札

ア 委任状を持参しない代理人のした入札

イ 入札公告に定めた資格のない者のした入札

ウ 4(1)に定める提出書類等を提出しないまました入札

(2) 入札保証金を納付しない者（免除された者を除く。）又はその金額に不足がある者のした入札

(3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札

(5) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札

(6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札

(7) 記名押印を欠く入札

(8) 入札書を提出した者のうち、開札に立ち会わなかった者の入札

(9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

11 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の金額を、契約締結までに納付しなければならない。ただし、秋田県財務規則第177条第2項に定める担保（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書、金融機関又は保証事業会社の保証）の提供をもって契約保証金の納付に

代えることができる。

契約保証金の還付は、当該契約に係る義務履行があったときに行うものとする。

12 契約保証金の納付を免除される者

次の(1)又は(2)の書類を契約締結までに提出し、審査の結果、免除と認められた者

- (1) 県を被保険者とする履行保証保険契約証書
- (2) 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を履行した証として、それを裏付ける書類（契約書及び支払通知書の写し等）を提出し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

13 その他

- (1) 当該業務の仕様について疑義がある場合は、令和8年6月18日（木）まで、秋田県農林水産部水田総合利用課土壌・環境対策チームに文書で提出すること。
- (2) 入札参加者は印鑑を持参して参加し、代理人の場合は委任状を提出すること。
- (3) 入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (4) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が4に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しない。
- (5) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (6) 本入札説明書に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、秋田県財務規則等の定めるところによる。

14 問い合わせ先

- (1) 課 所 名 秋田県農林水産部水田総合利用課 土壌・環境対策チーム 担当 渋谷
- (2) 住 所 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
- (3) 電話番号 018-860-1785
- (4) F A X 018-860-3898